

第5部 環境管理の仕組み

環境対策には汚染物質の発生を少なくする「予防」の分野と、発生する汚染物質を無害化する「治療」の分野があります。両分野とも環境保全には必要ですが、企業や個人がこうした対策を講じても、それだけでは十分ではありません。環境の影響は地域全体に及ぶので、地域として環境の状況を適切に管理する役割が必要不可欠です。この役割を担うのが中央と地方の行政機関で、地域の環境保全に責任があり権限を委ねられています。具体的には環境保全に必要な法規を定め、仕組みを作り、環境を監視する役割です。

第5部では環境保全分野の主要な法規が何を決めているのか、そして誰に何を求めているのかを紹介します。その中には国と地域が目標とする環境の質の基準（環境基準）もありますし、環境負荷物質の発生者に求める排出抑止の基準（排出基準）もあります。次は開発計画や施設整備計画を実施する前に、予想される環境負荷を予測して適切な抑制策を講じる環境アセスメントです。対象とするプロジェクトの種類や規模、および予測する環境負荷の範囲と種類を示します。次は環境のモニタリングで、監視対象は大気と水質および河口周辺の底泥です。監視項目と測定方法、およびデータの集約方法を解説します。